

# 介護休暇

要介護状態にある家族の介護その他の世話をすることは、年次有給休暇とは別に当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇の取得ができます。

※1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間

※下記従業員は対象外

- ・1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

## 1. 申請方法

取得する場合は、原則1週間前までに[介護休暇申請](#)をしてください。

※対象家族が要介護状態にある事実を証明する書類の提出が必要

## 2. 給与支給

介護休暇は**無給**です。（※給付金も支給対象外）

### ■□ お問い合わせ先

就業管轄のマネージャーへ直接お問い合わせください